

浄化槽の法定検査の受検

浄化槽をお使いの人は年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の清掃や保守点検が定期的に行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。

浄化槽を使用していて法定検査を受検していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

手数料 5,000円(10人槽以下の浄化槽の場合)

申・問(一社)埼玉県環境検査研究協会

☎048-778-8700

環境センター

☎24-2888 ☎24-2838



市HP

引越し時の粗大ごみは早めに処理しましょう

家庭粗大ごみを処分する際には、クリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に直接持ち込む方法と有料戸別収集があります。

有料戸別収集は、廃棄物対策課又は市民活動センター窓口での事前申請が必要です。毎月2回とりまとめ、20日前後と翌月上旬の指定日に自宅まで収集に伺いますので、1階の屋外に出しておいてください。半月ごとに5点まで申請できます。

なお、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機など粗大ごみの対象外となるものもあります。

問廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

クリーンセンター

☎34-5550 ☎34-5125



市HP

2月の納税

□固定資産税(第4期)・国民健康保険税(第8期)

納期限は2月28日(火)です。□座振替の場合も、2月28日(火)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

□夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

日2月28日(火)、3月17日(金)午後5時15分~7時

場・問収税課 ☎21-1409 ☎23-2238

薪ストーブの使用

薪ストーブは、化石燃料を使用しない地球温暖化防止に有効な暖房器具ですが、誤った使用により大気や健康に悪影響を及ぼしたり、ご近所とのトラブルの原因になります。設置及び使用する際は以下のことに注意し、適切な使用を心がけてください。

設置を検討している人

- ・煙突を設置する位置や向き、煙突の高さなどを考慮してください。
- ・熱効率の高いストーブの選定を検討してください。
- ・ご近所にあらかじめ説明し、理解してもらおう等の配慮をしてください。

既に使用している人

- ・よく乾燥させた無垢の薪を使ってください。
- ・ごみは燃やさないでください。
- ・ストーブの煙やにおいがご近所の迷惑にならないように配慮してください。

薪割りの音にも注意

- ・斧やチェーンソーの音や薪を積み上げる音が、騒音とならないよう、方法や時間帯に注意してください。



問環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



市HP

坂東武者ゆかりの地マップが公開されました

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の主人公北条義時ゆかりの地である静岡県伊豆の国市では、大河ドラマファンや歴史文化への関心が高い人がより長く楽しめるコンテンツとして、各登場人物ゆかりの地と協力して「坂東武者ゆかりの地マップ」(デジタル版)を作成しました。比企一族ゆかりの地の情報も詳しく掲載されていますので、二次元コードを読み取り、マップを片手にゆかりの地巡りを楽しんでください。

問政策推進課

☎21-1411 ☎22-5516



市HP



坂東武者ゆかりの地マップ



市政情報

農地改良には手続きが必要です

農地改良(埋立て等)は慎重に

農地改良は農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為であり、単なる残土処理を行うためのものではありません。中には耕作しない土地所有者の承諾や契約を取り付け、約束以上に高い盛土をしたり、廃棄物を埋めたりする悪質な工事業者もいます。

違反した場合には撤去命令や罰則を受けることがあり、工事により他人に損害を与えた場合には、工事業者とともに土地所有者の責任も問われます。

農地改良に必要な手続き

農地改良には、一時転用の申請をしてください。添付書類として、平面図、周辺農地所有者の同意書、事業計画書、誓約書などが必要です。

また、埋立てに使用する土は耕作に適したものであり、付近の農作物等に悪影響を与えないこと、道路や用排水路の機能を損なわないことなどに留意しなければなりません。

問農業委員会事務局

☎21-1433 ☎23-7700

「東松山いんぷおメール」 「市公式SNS」にご登録ください



東松山いんぷおメールは、新型コロナウイルス感染症の情報、市政情報や防災行政無線の放送内容、防災・気象情報などをメールでお知らせするサービスです。欲しい情報をジャンルで選べて便利です。

市公式SNS(LINE)では、新型コロナウイルスワクチン接種ほか関連情報、災害時における各種関連情報などを発信しています。

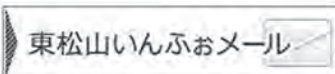
市公式SNS(Twitter、Facebook)では、イベント等の行政情報、市内の出来事、市の魅力に関する情報などを発信しています。

東松山いんぷおメール、市公式SNSは共に新型コロナウイルス感染症に関する情報も発信していますので、ぜひご登録ください。

パソコンから登録する

市HPのトップページ(<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>)右下にあるバナーから専用画面へアクセスしてください。

▼東松山いんぷおメールバナー



▼市公式SNSバナー



スマートフォンから登録する



東松山いんぷおメール



市公式Twitter



市公式LINE



市公式Facebook

問広報広聴課 ☎21-1410 ☎22-7799

浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は次の届出書を環境センターまで提出してください。なお、様式は市HPからダウンロードできます。



市HP

届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき (処理対象人員が501人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内

申・問環境センター ☎24-2888 ☎24-2838